

## 1-5 津波に伴う孤立集落対策

### (1) 基本的な考え方

大規模海溝型地震が発生した場合、地震動による土砂災害に加え、津波による漂流物の堆積等により、交通が寸断され、多数の集落が長期間孤立することが想定される。港湾や漁港についても、地震動による港湾施設の被災や、津波に伴う港内での大量の漂流物の浮遊、船舶、車両の沈没等により、港としての機能が著しく低下するおそれがあり、特に島嶼部において、孤立の原因となると考えられる。これらのことを踏まえ、津波による過去の被災事例等を参考に、孤立可能性のある集落を抽出し、孤立対策を図る必要がある。

なお、広域かつ長期的に多数の集落が孤立した場合の対策については、通常の孤立集落対策では対応が困難であることが想定されるため、別途検討を行う必要がある。

### (2) 実施すべき防災対策

各地方公共団体においては、津波に伴う孤立集落対策に関して、以下及び1-1~4の対策について点検のうえ、対策の充実を図るものとする。

#### ○直ちに実施すべき事項

##### ①津波による孤立の可能性の把握

津波ハザードマップや過去の被害例等により、孤立可能性のある集落を特定する。

##### ②津波避難対策の推進

津波からの避難路整備や、津波避難ビル、人工的な高台構造物等の指定・整備を進める。

外来者、外国人等に対する津波警報の周知や避難体制の整備を推進する。

##### ③水門等の開口部の閉鎖機能の確保

避難時間を確保するため来襲する津波による浸水をできるだけ軽減するため、水門等の自動化・遠隔操作化を進める。

#### ○今後対策を進めていくべき事項

##### ①緊急輸送道路の確保

津波襲来時においても緊急物資等の輸送を確保するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

##### ②漂流物防止対策の実施

防潮林等の整備を進めるとともに、障害物や漂流物の除去訓練の充実を図る。

##### ③港湾施設等被災時に備えた避難・物資供給対策

岸壁や港湾が被災した場合に備え、あらゆる船舶を利用した避難・物資供給体制の整備を図る。

④集落全体の避難先の確保

津波災害の場合、集落全体が被害を受ける場合も想定される。その想定のもと、集落の復旧までの長期的な避難先についてあらかじめ指定しておく。

## 2 避難生活において配慮すべき対策

### 2-1 災害時要援護者の避難生活

#### (1) 対策の方向性

中山間地等の集落散在地域には高齢者等の災害時要援護者が多く、介護対策や介護予防の観点からの生活不活発病（廃用症候群）対策に特段の配慮を必要とする。また、孤立によって長期の避難生活を余儀なくされる場合も考えられるので、要援護者を優先的に福祉避難所等に移送するなど、要援護者の態様に応じた対応が可能となるよう、災害時要援護者等に関する情報をあらかじめ把握しておくことも重要である。

#### (2) 実施すべき地震防災対策

各地方公共団体においては、災害を想定した援護プランの策定を行い、以下の取組みの可否について点検のうえ、対策の充実を図るものとする。

#### ○直ちに実施すべき事項

##### ①災害時要援護者に対する避難支援

防災関係部局と福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者との連携による情報伝達体制を整備する。

同意方式、手上げ方式等により要援護者についての情報を平時から共有する。

要援護者一人ひとりの避難支援プランを策定する。

##### ②避難生活をしている要援護者に対する、旅館・ホテル等の避難所としての利用の周知を図る。

##### ③生活不活発病（廃用症候群）について、パンフレットの配布等を通じ、高齢者等の要介護者、保健医療福祉介護専門職、ボランティアに対する理解促進を進める。

##### ④生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見及び予防・改善の体制整備を進める。

##### ⑤児童、生徒への対応

学校等が避難所となり、避難生活が長期化した場合には、児童、生徒への授業再開について、十分配慮した対応をとる。また、授業再開にあたっては、児童、生徒を持つ世帯避難者の避難場所については、通勤、通学等も配慮した対応をとるようにする。

##### ⑥寒冷地の避難所においては、トイレ等の生活環境施設について、暖房設備の設置、衛生状態の確保等、避難者の負担が軽減されるような配慮をする。

##### ⑦災害時要援護者関連施設の安全確保対策として、近傍に土砂災害危険箇所がある場合には、その崩壊対策を実施する。また、災害時要援護者関連施設に対する通信手段の確保を図る。

## ○今後対策を進めていくべき事項

- ①避難生活下にある要援護者に対する介護提供体制の充実を図る。
- ②災害時要援護者の避難生活を考慮した、ユニバーサルデザイン等を用いた避難施設の改修を進める。
- ③様々な支援対策を統一方針に立って提供できる体制整備（例、統一的チェックリスト）を進める。

## 2-2 防犯対策

### (1) 基本的な考え方

集団避難が行われた場合、住民が不在となった地区における防犯対策を図る必要がある。

### (2) 実施すべき地震防災対策

住民不在地区においては、消防団、警察による防犯パトロール強化、アクセス道路における検問、ヘリコプターによる見回り等を避難後早期に開始する。また、集落単位での地域コミュニティの監視機能の強化が必要である。